

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	令和 4 年 4 月 1 日
至	令和 9 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局



(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

- 1 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、1（3）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項として、国有林野の管理経営に関する基本計画に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため変更。
- 2 近年の局地的大雨等による自然災害を踏まえ、路網の維持・管理の観点から林道の改良が必要となったため、1（4）主要事業の実施に関する事項の④林道の開設及び改良の総量を変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 .....	1
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項 .....	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 .....	1
④ 林道の開設及び改良の総量 .....	1





1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養<sup>かん</sup>タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	11	8,950	14	9,345



(案)

第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき変更する。

- 1 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について、記述することとなったため変更。
- 2 近年の局地的大雨等による自然災害を踏まえ、路網の維持・管理の観点から林道の改良が必要となったため、4 林道の整備に関する事項を変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。



## 目 次

3	特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積 .....	1
4	林道の整備に関する事項 .....	2





3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地 (林小班)	面積 (ha)
1101い、1102と2、1103ち、1112り、1116は3、1117へ、わ、よ、れ、そ、1118い2、1119ろ、は、に、に1、ほ、1120い2、ろ、に1、と、1121ろ、は、に、に1、に2、ち、り、1127そ、1131ち、1132は、ほ、ほ2、ほ4、へ、1133か2、1134い、ろ、は、は2、は3、は4、に、ほ、へ、1135は1、は3、に、ほ、へ、ち、り、り1、り2、ぬ、る、わ、か、よ、よ1、よ2、た、た1、れ、れ1、れ2、1136い1、い2、い3、に、ほ1、ほ2、へ、る、1137い、ろ、は、に、ほ1、と、ち、り、り1、り3、る、る1、る2、る3、わ、わ2、よ、よ1、れ、ね、な1、な2、む、3002い、に、へ、3004い1、る、3005は、3006は、ぬ、ぬ1、る、か、3008ち、3009は、へ1、3011り、わ、か、か1、3012い、ろ1、ろ2、は、に、へ、へ1、3013い、い1、い2、ろ1、に、よ、3014い、い1、と3、3015い、ろ、は、ほ、と、り、た1、3016い、ち、り1、ぬ2、る、わ、よ、た、た1、れ、れ1、そ、そ1、つ、つ1、つ2、つ3、む、う、の、く、3017は1、は2、ほ、ほ1、ほ2、と、3018ろ、へ1、3019は、に、ほ、ほ1、る、か、よ、た、れ、ね、む、う、や、ま、け、け1、え、3022ろ1、は、ほ1、へ、り3、り4、ぬ1、る1、る2、3024い1、い3、ろ、ぬ、ぬ1、る、わ、か、た、れ、3025へ、3027い2、と、り、ぬ1、る、わ1、よ、よ1、よ2、た、3028は、ほ、へ、り、ぬ、か、よ、た、3034へ、と、ち、り、ぬ、3035に、3037と、と1、と3、と4、と5、と6、と7、と8、ち、り、る、か、よ、た、れ2、れ3、ね、3039と、3040ほ、む、3043は、3044ろ1、ほ、3045に、ほ、へ、ち、ち1、ぬ、わ1、ね、な、ら、3046こ、て、あ、さ、き、せ、3048り、3049い、い1、ろ、3050ほ、と、ち、り、ぬ、る、わ、よ、た、れ、つ、3051い、は、3053い、は2、に、に1、に2、ほ、ほ1、ほ2、へ、と、り、ぬ、る、わ、か、よ、た、れ、つ、ね、な、ら、う、く、け、3054ろ、は、に、ほ、へ、へ1、へ2、と、ぬ、る、れ、ね、3065ろ、に、ほ、ぬ、よ、た、く、ま、こ、3066り1、る、3071い、い1、い2、い3、ろ、は、に、3072い、ろ、ろ1、は、へ、ち、3073い、ろ1、は、と、3074に、に1、に2、ほ、へ、と、ち、り、る、か、よ、3075た、3076り、ぬ、ね、3077り、3081ろ4、3084は、3086に、か、れ1、3087と、3088え、て、さ、き、ゆ、め、み、し、ひ、3089な、3095せ、せ1、3096こ、こ1、み1、3097ろ7、は、3098に、に1、ほ、ほ1、ほ2、わ、3099に、へ、ち1、ち2、る1、わ、よ、た、そ、そ1、つ、3100い、い2、ろ、へ、へ1、へ2、と、と1、ち、ち1、3101り、3102こ、あ、さ	1,235

4 林道の整備に関する事項

基幹・その他別	開設・改良	路線名	箇所（林班）	延長（m）	備考
その他	開設	東河内3097林道	3097	900	
		中河内3095林道	3095	700	
		上頂吉3076林道	3076	1,000	
		上頂吉3075林道	3075	500	
		道原3081林道	3081	400	
		頓野3086林道	3086	800	
		内住山3018林道	3018	700	
		大平3044林道	3044	1,400	
		犬鳴3033林道	3033	400	
		経読1128林道	1128	600	
		犬ヶ岳1127林道	1127	1,550	
基幹	改良	経読林道	1124	345	舗装外
		経読林道	1127	300	舗装外
		経読林道	1105、1107	1,500	舗装外
		経読林道	1113、1114	1,000	舗装外
		深倉林道	3063～3066	800	舗装外
		山口林道	3073	400	舗装外
その他	改良	経読林道経読岳支線	1131、1132	1,200	舗装外
		轟林道	1133	500	舗装外
		瓦岳林道	1137	1,000	舗装外
		小峠林道	1134、1135	800	舗装外
		寒田林道	1114、1115、1116	800	舗装外
		寒田林道118支線	1118	500	舗装外
		寺河内林道	1102	200	舗装外
計	開設			8,950	11路線
	改良			9,345	14箇所